

## 対象物件①の情報

## 【基礎データ】

所在地	名古屋市南区荒浜町 1 丁目 2-1、3-1、7-1、8
土地面積	約 940 m <sup>2</sup> (貸付可能範囲) ※敷地全体は 1248.00 m <sup>2</sup>
都市計画による制限	区域区分：市街化区域
建築・造成等に関する制限	用途地域：工業地域 建ぺい率：60% 容積率：200%
接道状況	西側で幅員 10.0m の市道に接道 南側で幅員 14.45m の市道に接道
近隣施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ JR 笠寺駅 南南東方へ約 1.3 km (徒歩 17 分)</li> <li>・ 名鉄道徳駅 北西方へ約 1.4 km (徒歩 18 分)</li> <li>・ 名鉄桜駅 北東方へ約 1.5 km (徒歩 19 分)</li> </ul>
相続税路線価	西側 71,000 円/m <sup>2</sup> (令和 3 年 1 月 1 日時点) 南側 78,000 円/m <sup>2</sup> (令和 3 年 1 月 1 日時点)
活用条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平面利用限定 (建物の設置は不可)</li> <li>・ 貸付期間は 5 年以下</li> <li>・ 地下には雨水調整池、埋設管等があります。工作物を設置する場合は事前に当局と協議してください。</li> <li>・ 雨水調整池の維持管理上必要なスペースを区画し、当該スペースを貸付対象外とする必要があるため、借受人でフェンス等を設置してください。</li> </ul> <p>※詳細は 3～5 ページをご確認ください。</p>
意見募集内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような事業が想定され、どの程度の貸付期間を希望されますか。</li> <li>・ 駐車場としての需要は見込めますか。</li> <li>・ 駐車場として活用する場合、駐車可能台数はどれくらいですか。</li> <li>・ 駐車場以外の需要は見込めますか。</li> <li>・ 借受人によるフェンス等の設置を前提とした入札であることについてのご意見をお聞かせください。</li> <li>・ その他ご意見等</li> </ul>

※現地の内覧を希望する方は、実施要領に記載のある資産活用課連絡先までお問い合わせください。

【現地図面・写真】



出典：名古屋市都市計画情報提供サービスより



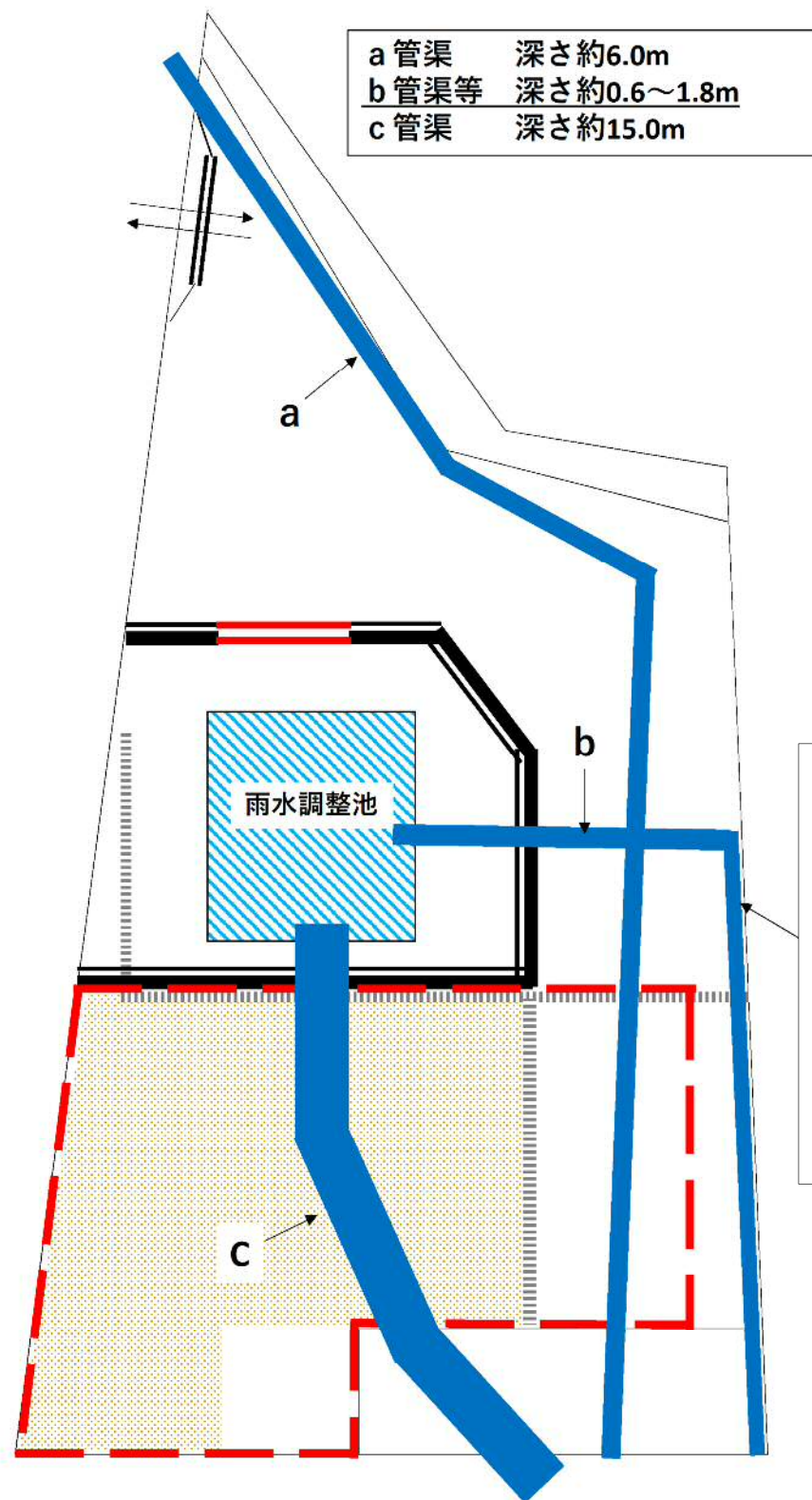
出典：名古屋市都市計画情報提供サービスより







## 詳細図 II



## 貸付条件等（詳細）

## 《用途》

- ・貸付物件の用途は、平面駐車場（月極駐車場、時間貸駐車場及びカーシェアリングを含む）、資材置場その他平面的かつ一時的な利用に限定します。

## 《敷地内の構造物、荷重制限等について》

- ・詳細図Ⅱ（４ページ）に示すとおり、雨水調整池、雨水管等の管渠、電線が埋設されています。また、グレーチング構造物が設置されています。
- ・敷地内の荷重制限について、一般的な駐車場としての利用（一般車両の通過・駐車※）であれば問題ありませんが、敷地内に管渠やグレーチング等の構造物が埋設または設置されている箇所については、荷重（大型の車両や資材等）がかかる場合は、都度当局と事前に協議してください。

※駐車場として利用する場合は、地下埋設物の損傷等を防ぐため詳細図（３～４ページ）に示した赤い点線の枠外には駐車しないでください。また、赤い点線の枠内に一般車両を除く大型の車両を駐車する場合は、当局と事前に協議してください。

## 《借受人によるフェンス等及びその他工作物の設置等について》

- ・Aについて、当局施設（雨水調整池）の維持管理のため、作業スペースをフェンス等（高さ２m程度）で区画します。フェンス等の設置は借受人で施工してください。なお、掘削不可のため、掘削不要なフェンス等（別紙２参考資料のように転倒の危険性が低いもの）を設置してください。また、フェンス等の支え側は外側（貸付地側）を向くようにしてください。
- ・Aについて、門扉等（間口６m以上）を設置してください。なお、掘削は不可とします。また、門扉には当局が鍵を取り付ける予定です。
- ・詳細図Ⅰ（３ページ）にはおおよその寸法を記載しています。設置するフェンスによっては通路が狭くなります。
- ・フェンス等及びその他工作物を設置する際は、事前に当局と施工内容・方法等を協議のうえ決定してください。
- ・現状はアスファルト舗装された部分と砂利敷の部分が存在します。原則としてそのままの状態を利用してください。
- ・アスファルト舗装を新設することや雨水排水設備を新設または現状と変更することは可能ですが、その場合は雨水流出抑制対策を行ってください。施工内容・方法等は当局と協議のうえ決定してください。

## 《当局の維持管理業務について》

- ・Aにおいて当局施設の維持管理作業等を行うため、関係者及び車両が立ち入ることがあります（年８回日常点検（３０分程度）、年１回定期点検（１日）、その他臨時対応）。また、A以外においても敷地内に管渠等が埋設されているため、埋設管渠が破損または閉塞した場合などには敷地内で維持管理作業を行うため、一部

利用制限を実施する可能性があります。

《その他貸付条件等》

- 貸付物件は、現況有姿でお貸しします。
- 貸付面積は図面及び現地の実測値から算出しています。
- 返還時には原状回復してください。
- 周囲はネットフェンスで囲われており、そのままご利用いただけます。ただし、貸付期間中に破損や汚損等があった場合には借受人の責任において対応してください。
- **B**は倉庫として第三者へ使用許可をされており、ネットフェンスで囲われています。なお、**B**を囲うフェンスの北側及び西側（貸付範囲に面している部分）は貸付範囲に含まれます。
- 貸付対象のフェンスは詳細図 I（3 ページ）に緑色の実線で示したとおりです。
- 北側出入口の門扉は常時開放してください。
- 貸付地は西側道路及び南側道路から最大約 2m 程度低くなっています。